

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第5号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式1から様式3までを次のように改める。

別記様式 1
(一般職員)

宣 誓 書

私は、日本国憲法を尊重しかつ擁護すると共に、地方自治の本旨を体し、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

職 氏 名

別記様式2
(消防職員)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

階 級 氏 名

別記様式3
(教育職員)

宣 誓 書

私は、日本国憲法を尊重しかつ擁護すると共に、地方自治及び教育の本旨を体し、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

職 氏 名

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部人事課)